

鳥取縣公報

昭和二十六年二月二十日 火曜日
第二千八百八十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第七十一号

昭和二十一年四月鳥取縣告示第二百五十五号日傭勞務处理委員会規程は廢止する。

昭和二十六年二月二十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木

木

武

◇鳥取縣告示第七十二号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年二月五日まつ消した。

昭和二十六年二月二十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木

木

武

登録番号

登録年月日

商号又は名

称主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
（イ）第六五号

昭和二十四年
十月十九日

武

組

西伯郡大篠津村一、五三九

武

桂治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十六年二月二十日
第二千八百八十五号

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可